

こども青少年局緊急随意契約に係る登録事業者の募集要項

こども青少年局では、緊急に対応が必要な場合に限り、当局が作成する緊急随意契約業者リストから次のとおり業者決定した事業者と特名随意契約を締結することにより、緊急時の契約事務の迅速化を図ることとします。

つきましては、緊急随意契約業者リストの登録事業者を次のとおり募集しますので、登録を希望される方は、指定様式により申請してください。

1 対象案件

令和7年5月1日以降、大阪市こども青少年局が発注する工事・物品買入・業務委託等とします。

ただし、当局が緊急に対応する必要があると判断した場合に限ります。

2 契約方法

特名随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）とします。

3 登録資格

大阪市入札参加有資格者名簿に該当する承認種目で登録していることとします。

4 登録申請及び緊急随意契約業者リスト登録等

(1) 登録申請

「こども青少年局緊急随意契約業者リスト登録申請書（兼誓約書）（様式1）」により登録申請を行ってください。

(2) 緊急随意契約業者リスト登録

事業者の承認種目および所在地ごとで名簿を作成します。

※名簿登録にあたっての登録順については以下のとおりです。

- ・こども青少年局緊急随意契約業者リストの登録申請の受付順に登録する。
- ・郵送による提出は、同日に複数の申請が到着した場合、入札参加有資格者名簿にある承認番号が早い順に登録する。
- ・郵送の消印日が持参と同日であった場合は、郵送による申請は持参による申請と到着時間の前後の判定ができないことから、持参より下位の順位として登録する。

5 見積徴取事業者の選定方法

(1) 数日間の猶予のある場合

緊急な対応が必要となった施設等の所在地にあり、かつ該当する承認種目を取得している事業者リストの上位から順に指名し、比較見積を依頼します。期日までに見積書の提出があり、最低価格での見積提出があった事業者を候補者とします。

なお、上記により選定した事業者のうち、契約を締結することとなった事業者は、当該案件以降、見積徴取の依頼について最後の指名順位に繰り下がります。

(2) 直ちに決定しなければならない場合

緊急な対応が必要となった施設等の所在地にあり、かつ該当する承認種目を取得している事業者リストの1位の事業者を指名し、見積を依頼します。期日までに見積書の提出があった場合、その事業者を候補者とします。

なお、上記により契約を締結することとなった事業者は、当該案件以降、見積徴取の依頼について最後の指名順位に繰り下がります。

6 見積徴取に係る注意事項

(1) 見積書徴取に応じない場合の取扱

本市が選定した見積徴取事業者が見積書の提出に応じない場合やこども青少年局より電話連絡をした時点において登録事業者が不在等で連絡が取れなかった場合は、選定を取止め、次の順位の事業者を見積徴取事業者として選定します。

なお、見積書の提出に応じなかった事業者はその時点で最後の順位に繰り下げることとします。

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定による停止措置を受けた場合の取扱

大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定による停止措置を受けている場合、見積徴取の依頼は行わず、次の順位の事業者を見積徴取事業者として選定します。また、選定後であっても契約締結までに停止措置を受けた場合は、見積徴取の依頼を取止め、次の順位の事業者を見積徴取事業者として選定します。

なお、これらの場合は、その時点で最後の順位に繰り下げることとします。

(3) 大阪府暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けた場合の取扱

大阪府暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けている場合、見積徴取の依頼は行わず、次の順位の事業者を見積徴取事業者として選定します。また、選定後であっても契約締結までに除外措置を受けた場合は、見積徴取の依頼を取止め、次の順位の事業者を見積徴取事業者として選定します。

なお、これらの場合は、その時点で最後の順位に繰り下げることとします。

7 指名後の手続き

(1) 見積書の提出期限

緊急案件であるため、見積依頼日を含む5日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く）に契約担当課（経理課）または事業担当課へ見積書を提出してください。

(2) 契約手続き

業者決定後、契約担当課（経理課）より指示します。

8 契約締結後の手続き

契約締結後は、事業担当課担当者と納入日等を調整し、仕様書に定めた内容にもとづき履行してください。また、請求書の提出についても事業担当課担当者からの指示により行ってください。

9 登録内容の変更及び取消

(1) 登録内容の変更

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「こども青少年局緊急随意契約業者リスト登録変更申請書（兼誓約書）（様式2）」により申請してください。

(2) 登録の取消

事業者名簿からの取消を希望する場合は、「こども青少年局緊急随意契約業者リスト登録取消申請書（様式3）」により申請してください。

10 その他

(1) 案件の発注がない場合

事業者登録をされても発注がない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 募集要項の疑義

この募集要項の疑義については、全てこども青少年局の解釈によるものとします。